



あまり知られていませんが、
職場のトラブルや悩みの多くが、
「相談」と「話し合い」で解決できます。

退職に関する問題、サービス残業、上司や同僚との
人間関係：
どこの職場にも様々な悩みやトラブルがあります。
私たち社労士は、こうした問題の専門家として、
「相談」や「話し合い」で、問題が大きくならない
うちに、円満に解決することを提案します。

「相談」は

「話し合い」は

総合労働相談所

経験豊かな社労士がご相談に応じます。



かいけつサポート
相談解決サービス

法務大臣認証、厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター

会社と従業員の双方のお話を伺い、円満な解決策をご提案します。

※一部地域では開設準備中です。

お問い合わせは



0570-064-794

総合労働相談所・社労士会労働紛争解決センター 共通ダイヤル

社労士会

検索